

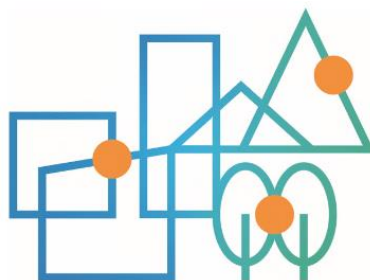
令和8年度



東広島市脱炭素先行地域づくり事業 補助金申請の手引き

申請前に必ずご覧ください

事業者向け



脱炭素先行地域
広島県東広島市

募集期間: 令和8年6月1日(月)～令和9年1月29日(金)

《申請・お問合せ先》

東広島市 生活環境部 環境先進都市推進課企画推進係

住 所: 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号(市役所本館5階)

電 話: 082-420-0928

F A X: 082-421-5601

e-mail: hgh200928@city.higashihiroshima.lg.jp

目 次

1	目的	1
2	募集期間	1
3	対象区域	2
4	補助対象者	2
5	補助対象経費等	2
6	補助対象設備ごとの詳細	3
7	申請から補助金交付までの流れ	7
8	注意事項	11
9	補助対象経費	12

1 目的

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、東広島市における脱炭素先行地域づくりのため、太陽光発電設備等の設置を支援することを目的としています。

脱炭素先行地域とは…

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことです。東広島市は令和6年9月に環境省より採択を受け、脱炭素先行地域の設定を行いました。

※計画等の概要については以下をご覧ください。

(1) 環境省 脱炭素先行地域づくり支援サイト

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>



(2) 東広島市ホームページ 「脱炭素先行地域」の採択について

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/ondankataisaku/keikaku/42408.html>



2 募集期間

令和8年6月1日（月）～令和9年1月29日（金）

※東広島市が国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付決定を受けた日（令和8年4月28日（火））より前に工事契約を交わしたものは、補助の対象外です。

募集期間中の申請の取り扱い

- ・申請は先着順で受け付けます。
- ・持参の場合、市環境先進都市推進課（市役所本館5階）へ開庁時間内（8時30分～17時15分）に提出してください。
- ・郵送の場合は、市に到着した日を申請日として扱います。
- ・申請日が同日であれば提出した時刻に関わらず、同着として扱います。
- ・予算上限に到達した日を以って、申請受付を締め切ります。
- ・持参、郵送を問わず、予算上限を超えた日に申請があったものについては、一律に抽選を行います。
- ・必要書類がすべてそろった時点で申請を受付けます。仮受付等はありません。
- ・交付決定日前の事前着工は認められません。 交付決定までの期間を考慮し、余裕（2週間～1か月程度）をもって申請してください。

3 対象地域

脱炭素先行地域のうち、西条下見五丁目、西条下見六丁目、西条下見七丁目

4 補助対象者

○補助対象者

次の要件をすべて満たすこととします。

- ① 西条下見五丁目、六丁目、七丁目に所在する事業所等であること
- ② ①において本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する者であって、次のいずれかに該当するもの
 - i 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。)
 - ii 医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項の規定により法人とされるものをいう。)
 - iii 社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。)
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 設備を設置するにあたり、本事業の補助金を含む国又は地方公共団体から当該設備の設置に関し補助金、助成金その他の金銭の給付を受けていないこと。

※基準日(令和6年9月27日)において脱炭素先行地域内に所在している事業所に限る。

5 補助対象経費等

(1) 補助対象設備

太陽光発電施設、高効率空調設備及び高効率照明設備

(2) 補助対象経費

太陽光発電設備等の設置に係る本工事費、附帯工事費その他の太陽光発電設備等の設置に要する工事費、機械器具費、測量及び試験費、設備費、業務費及び事務費とします。

なお、設備の更新・入替や新規設置に伴い、やむを得ず必要となる既存設備等の取り外しについては、必要最小限度の範囲に限り、取り外し費用、運搬費用及び処分費用を交付対象とします。ただし、有価物の処分益は控除するものとし、単なる設備等の撤去を目的とする事業に要する費用は交付対象外とします。

※詳細については、12～14ページの「補助対象経費(国交付要領別表第1)」をご覧ください。

(3) 補助金額

番号	設備区分	補助率等	詳細記載ページ
(1)	太陽光発電設備	対象経費の合計額に	3ページ
(2)	高効率空調設備	3分の2を乗じて得た額	3ページ
(3)	高効率照明設備	※	4ページ

※補助金額のうち千円未満の端数は切り捨てとします。

(例：補助対象経費 1,234,000 円→補助金額 822,000 円)

6 補助対象設備ごとの詳細

(1) 事業所向け太陽光発電設備

○補助対象となる設備

次の要件をすべて満たす太陽光発電設備とします。

- ① 東広島市の脱炭素先行地域計画に基づき、当該建物の脱炭素化を目的として、設置されるものであること。
- ② 建築基準法・電気事業法など、関係する法令・条例に適合した設備であること。
- ③ メーカーが販売・提供している商用品であり、導入実績のある設備であること。
- ④ 新品の設備であること（中古品・使用済み品・転売品は補助対象外）。
- ⑤ 既存の太陽光発電設備への増設でないこと。
- ⑥ 発電した電力を他の施設へ自己送電（自己託送）する目的で使用するものでないこと。
- ⑦ 発電量および自家消費量を計測できる機器を設置すること（電力会社等から消費量データを取得・参照できる場合は、消費量計測機器の設置を省略できます）。
- ⑧ 一の場所において、本補助金を活用した他の再生可能エネルギー発電設備を重複して設置するものでないこと。
- ⑨ 本補助金を活用して設置する太陽光発電設備で発電した電力のうち、50%以上を当該施設（店舗・事業所等の業務用施設）で自家消費するものであること。

※設置から1年後を目安に状況調査します。

【店舗兼自宅の場合の取扱い】

個別の電力計が設置されておらず、居住用部分と業務用部分の消費量を分離できない場合は、床面積按分等の合理的な方法による業務用消費割合の計算書を申請時に提出してください

- ⑩ 固定価格買取制度（FIT）または Feed-in Premium 制度（FIP）の認定を取得しないこと。

(2) 事業所向け高効率空調設備

○補助対象となる設備

次の要件をすべて満たす空調設備とします。

- ① 建築基準法・電気事業法など、関係する法令・条例に適合した設備であること。
- ② メーカーが販売・提供している商用品であり、導入実績のある設備であること。
- ③ 新品の設備であること（中古品・使用済み品・転売品は補助対象外）。
- ④ 当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことのできる太陽光発電設備と接続するものであること。
 - ・太陽光発電設備が設置できない場合又は消費することが想定される電力量に対して当該太陽光発電設備の発電量が不足する場合は、下記いずれかの

方法で、その不足分に充てることができます。

(ア) 再エネ電力証書(グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT 非化石証書又は非FIT 非化石証書(再エネ指定)等)の購入

(イ) 再エネ電力メニューの調達

- ⑤ 従前の空調機器に対して二酸化炭素の排出量が抑制されることとなる空調設備であること。

【確認方法例】

6 ページの「事業所用高効率空調設備を導入する場合の省CO2効果の算定方法について」をご参照ください。

- ⑥ 集合住宅のマンションテナント等の場合:

本補助金により申請してください。

また、設置の際には建物所有者に許可を取るとともに設置した設備を法定耐用年数使用してください。

(3) 事業所向け高効率照明設備

○補助対象となる設備

次の要件をすべて満たす照明設備とします。

- ① 建築基準法・電気事業法など、関係する法令・条例に適合した設備であること。
- ② メーカーが販売・提供している商用品であり、導入実績のある設備であること。
- ③ 新品の設備であること(中古品・使用済み品・転売品は補助対象外)。
- ④ 当該設備における想定年間消費電力量をまかなうことのできる太陽光発電設備と接続するものであること。

・太陽光発電設備が設置できない場合又は消費することが想定される電力量に対して当該太陽光発電設備の発電量が不足する場合は、下記いずれかの方法で、その不足分に充てることができます。

(ア) 再エネ電力証書(グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT 非化石証書又は非FIT 非化石証書(再エネ指定)等)の購入

(イ) 再エネ電力メニューの調達

- ⑤ 調光制御機能を有するLEDであること。

再エネ一体型屋外LED照明の場合は、調光制御機能は不要です。

※調光機能とは次のいずれかの機能を有するLEDのことを指します。

- ・スケジュール制御(予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能)
- ・明るさセンサによる一定照度制御(明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する)
- ・在/不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する)

- ⑥ 集合住宅のマンションテナント等の場合:

本補助金により申請してください。また、設置の際には建物所有者に許可を取るとともに設置した設備を法定耐用年数使用してください。

△注意事項

- ① 法定耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度（温室効果ガスの排出の削減量又は吸収量を取引することができるものとして国が認証する制度をいう。）への登録は行わないでください。
- ② 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の活用はできません。
- ③ その他、誓約書に記載の事項、交付決定の条件等は必ず守って設備設置を行ってください。

【参考】省エネ診断とは

省エネ診断とは省エネの専門家が現地に出向いて設備を確認・調査し、その後のヒヤリング・各種データに基づいて省エネを診断するサービスです。診断を行うことで、①どの設備でどれくらいの省エネができるか、②削減できる使用量や金額、③使用量削減によるCO2の削減量、④各種省エネにかかる投資金額などが分かります。下記の診断サービスをご利用ください。

○東広島市HP スマートオフィス・スマートファクトリー化相談支援

[スマートオフィス・スマートファクトリー化の推進／東広島市ホームページ](#)



事業所用高効率空調設備を導入する場合の省CO2効果の算定方法について

本補助事業における、事業所用高効率空調設備の導入に当たっては、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領等により、「従来の空調機器等に対して省CO2効果が得られるもの。」と定められています。これについて、設備導入に際しての省CO2効果の算定方法について、以下のとおりまとめましたので、参考としてください。

1 既存設備の代替として設備を導入する場合

既存設備と新規に設置する設備との、それぞれの電力消費量・CO2排出量を比較し、省CO2効果があることを確認してください。

算定については環境省の「算定支援ファイル（電気式ヒートポンプ空調）」、一般社団法人環境共創イニシアチブの「省エネ計算プログラム（<https://syouenehojyokin.sii.or.jp/>）」、機器規格が家庭用の場合には、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん（<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>）」などをご活用ください。

2 新規に設備を導入する場合

新規導入設備の省CO2効果は、省エネ法のトップランナー基準における従来設備の基準として設定されているベースライン設備（2006年度モデル）との比較によって算定します。設置する設備の規格に応じて、以下の手法により算定してください。なお、比較対象とする設備の空調能力（定格能力）は、同じとなるようにしてください。

（1）導入する設備の規格が業務用の場合

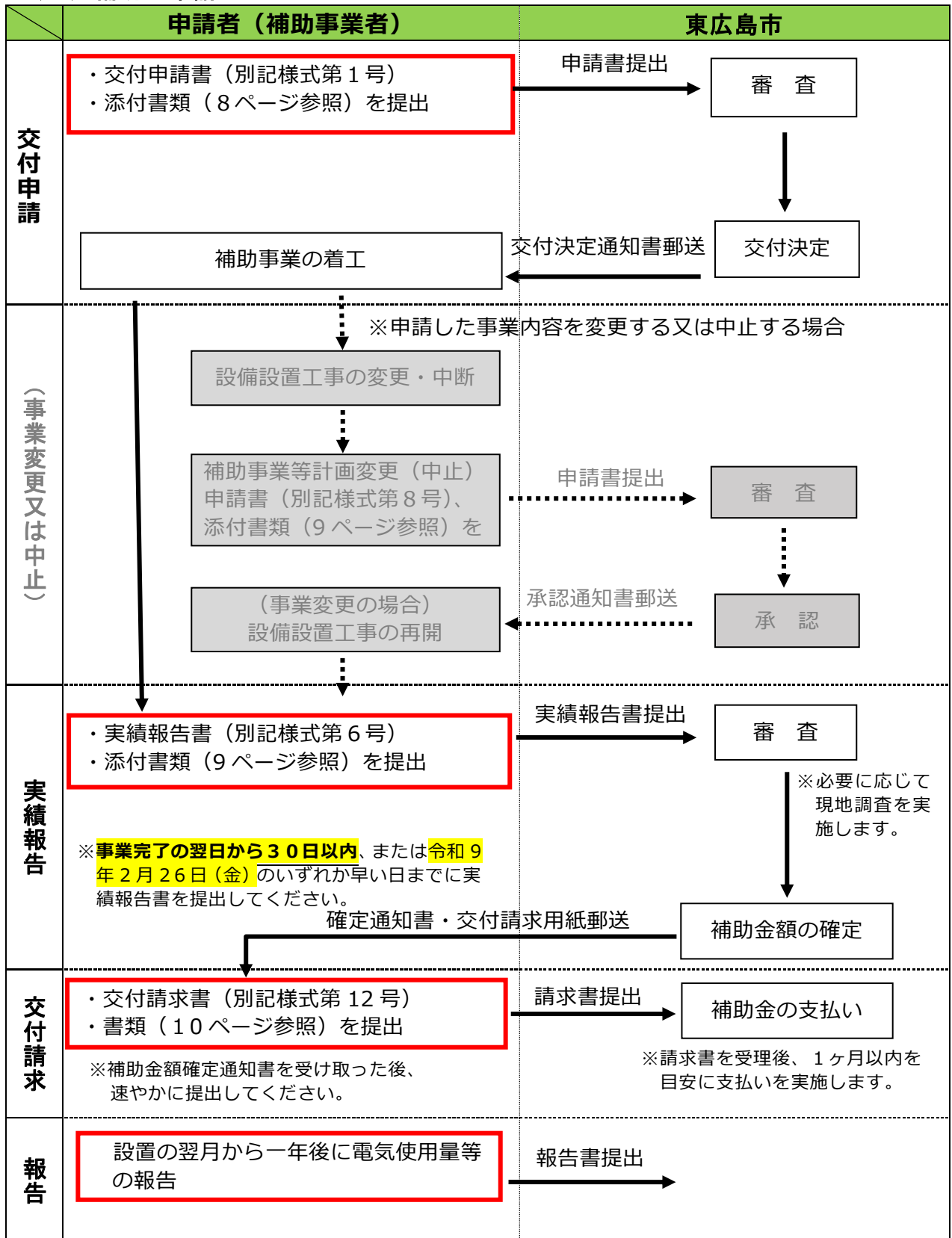
環境省の「算定支援ファイル（電気式ヒートポンプ空調）」に必要事項（消費電力量・COP等）を入力し、算出された省CO2効果が得られることを確認してください。（※ベースライン設備のCOPは算定ファイル上で設定済みのため、入力不要です）。

（2）導入する設備の規格が家庭用の場合

新規導入設備のAPF（通年エネルギー消費効率）が、2006年度モデルの平均値（4.5）と比較して向上していることを確認してください。現在市販されている多くの家庭用エアコンはこの基準を上回っているため、製品カタログやメーカーの仕様書でAPFの数値をご確認ください。

7 申請から補助金交付までの流れ

(1) 補助金申請フロー



※補助金提出書類等は市ホームページからダウンロードするか、環境先進都市推進課窓口でお受け取りください。

※提出書類記載例をよくご確認のうえ、記載してください。

(2) 補助金の申請

補助金の申請に必要な添付書類等を、環境先進都市推進課まで持参または郵送してください。

必要書類（全事業共通）

- ・ 交付申請書（様式1号）
- ・ 事業計画書（様式2号）
- ・ 収支計画書（様式3号）
- ・ 誓約書（様式4号）
- ・ 設備等の設置に要する費用の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書その他これらに準ずる書類
- ・ 補助対象設備等の形状、規格等の仕様を説明する書類
- ・ 設備等を設置する場所の図面及び現況を示す写真
- ・ 法人の場合：当該法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）
個人の場合：個人事業の開業届の控えの写し
- ・ 市税（その延滞金を含む。以下同じ。）の滞納がないことを証する書類
ホーム＞組織から探す＞財務部＞収納課＞納税証明書＞納税証明書の請求
<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/zaimu/5/3/2395.html>
- ・ 設置者と設置場所（事務所等）の所有者が異なる場合は：
設置場所の所有者の許可及び設置設備を耐用年数まで使用することを証する書類

事業別必要書類

① 太陽光発電設備

- ・ 12か月分の電気使用量が確認できる書類
例) 電気料金の明細の写し・一定期間の電気使用量の平均から逆算した資料等
- ・ 【店舗兼自宅等で電力計が業務用・居住用で分かれていない場合】
電気料金明細に加え、床面積按分等の合理的な方法により業務用消費割合を算定した計算書。

② 高効率空調設備

- ・ 従前の二酸化炭素の排出量から二酸化炭素の排出量が抑制されていることがわかる書類（6ページ参照）
- ・ 設置する設備の年間使用電力量の合計がわかる書類
※カタログ、仕様書等に記載されている「期間消費電力量（kWh）」がわかるものを添付すること。（カタログ、仕様書等）
- ・ 当該事業所に太陽光発電設備を設置している場合：
12か月分の太陽光発電設備による発電量が確認できる書類。
例) 発電量の明細の写し・一定期間の発電量の平均から逆算した資料等

③ 高効率照明設備

- ・ 調光制御機能を有するLEDであることがわかる書類
- ・ 設置する設備の年間使用電力量の合計がわかる書類

年間使用電力量の算出方法：消費電力（kW）×年間点灯時間（h／年）で算出
※消費電力がわかるカタログ、仕様書を添付すること。

- ・当該事業所に太陽光発電設備を設置している場合：

12か月分の太陽光発電設備による発電量が確認できる書類。

例）発電量の明細の写し・一定期間の発電量の平均から逆算した資料等

（３）補助金の交付決定

市が補助金の申請書の審査を行い、要件に適合する場合は市から交付決定通知書を送付します。

（４）事業着手

交付決定後に事業着手してください。

（５）事業の変更・中止

補助事業の内容を変更・中止する場合は事前に変更申請を実施してください。

①変更の場合

必要書類（全事業共通）

- ・補助事業等計画変更(中止)申請書(市補助金等交付規則 別記様式第8号)
- ・事業計画書(様式2号・変更後の内容を記載したもの。)
- ・収支計画書(様式3号・変更後の内容を記載したもの。)
- ・変更内容が分かる書類

(例) 補助対象経費の変更⇒・変更後の工事契約書または請書等の写し

・変更後の工事費の内訳が分かる書類

補助対象設備の変更⇒・設備の型番、仕様等が分かる書類

・補助要件を満たすことが分かる書類

②中止の場合

必要書類（全事業共通）

- ・補助事業等計画変更(中止)申請書(市補助金等交付規則 別記様式第8号)

（６）実績報告

事業完了（工事完了または施工業者への支払いのどちらか遅い方）の翌日から30日以内、または令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに実績報告書等を提出してください。

※期日までに提出が困難な場合については、必ず、事前にご相談ください。

必要書類（全事業共通）

- ・実績報告書(様式6号)
- ・事業完了報告書(様式7号)
- ・収支決算書(様式8号)
- ・交付決定を受けて設置した設備等の設置に係る領収書の写し(費用の内訳が明記されているものを添付すること。)
領収書の日付は、交付決定通知前のものは認めません。
- ・設置した設備の現況を示す写真等(補助対象設備の型番がわかるもの(写真

や保証書)も添付ください。)

・その他、設備ごとの追加必要書類は、以下の各設備の詳細をご確認ください。

事業別必要書類

①太陽光発電設備

・非FIT・非FIPを証する書類

例) 中国電力の新增設工事申込書の控え、電力受給契約書の写し 等

②高効率空調設備・高効率照明設備

・太陽光発電設備が設置できない場合:

再エネ電力証書(グリーン電力証書、再エネ電力由来Jクレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書(再エネ指定))の購入又は、再エネ電力メニューの調達により設備の使用電力を再エネ電源で賄っていることがわかる書類

(7) 補助金額の確定

実績報告書の審査を行い、適切に事業が実施されたことが確認できた場合、市から補助金額確定通知を送付させていただきます。

(8) 補助金請求

補助金額確定後、提出された補助金等交付請求書の内容に基づき申請者口座に補助金を支払います。補助金交付金額の確定を受けた後に、請求を行ってください。振込には請求書受理後、約3週間~1ヶ月程度の期間を要します。

必要書類(全事業共通)

・補助金請求書(市補助金等交付規則 別記様式12号)

・口座振込依頼書

・振込先口座のわかるものの写し(通帳・キャッシュカードのコピーや写真等)

※請求書は、訂正印での修正はできません。書き間違いのないようお願いします。

申請に関して虚偽の記載、偽造等法律に違反する行為、誓約書(様式第4号)に違反する行為があったときは、補助金の交付を取り消し、すでに支払い済みの場合は補助金を返還させていただきます。

8 注意事項

(1) 申請書類等への記載漏れに注意してください。

申請書類等に記入漏れ又は記入間違いがある場合、該当書類について追記・修正又は再提出していただきます。記載例を確認し、記載漏れに注意して申請書類等の作成を行ってください。

また、必要事項が空白のまま提出された場合には、受理せず返却させていただく場合があります。なお、返却に際して郵送等での対応は行いませんので、環境先進都市推進課窓口まで受け取りに来てください。

(2) 添付書類の不備に注意してください。

書類に不備がある場合、必要書類がすべて揃うまで申請を受理できませんので、添付書類に不備がないよう注意をお願いします。提出の要否又は提出に際して不明な点等がある場合には、環境先進都市推進課へ事前にご相談ください。

(3) 補助金交付申請フローに沿って申請を行ってください。

7ページの補助金交付申請フローに沿って、補助金申請を行ってください。フローに沿って、補助金の交付申請から実績報告、補助金の支払いまでの一連の手続きが行われない場合、「申請を受理できない。」「補助金を支払うことができない。」などの問題が発生する可能性があります。

※報告書の提出期限を厳守してください。

(4) 補助事業完了後の注意事項

設置した補助対象設備については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過する日までの間、適切に管理してください。耐用年数について不明の場合は、最寄りの税務署等にご確認ください。

また、市の承認を受けることなく、補助金の交付目的以外に使用・売却・譲渡・交換・貸し付け・または担保に供することはできません。

受付窓口：東広島市役所

生活環境部環境先進都市推進課 (市役所本館5階)

送付先：東広島市西条栄町8番29号 環境先進都市推進課

9 補助対象経費（国交付要領別表第1）

※設備の更新・入替や新規設置に伴い、やむを得ず必要となる既存設備等の取り外しについては、必要最小限度の範囲に限り、取り外し費用、運搬費用及び処分費用を交付対象とします。ただし、有価物の処分益は控除するものとし、単なる設備等の撤去を目的とする事業に要する費用は交付対象外とします。

別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))

(間接工事費)	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
	現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費	<p>本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。</p>
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。</p>